◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第437号（H30.1.26）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝9件（1月19日～1月25日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)乗合バスの転落事故
(3)乗合バスの死傷事故
(4)貸切バスの転落・横転事故
(5)貸切バスの火災事故
(6)法人タクシーの死傷事故
(7)トラックの酒気帯び横転事故
(8)タンク車の横転・危険物漏洩事故
(9)トラクタ・トレーラの衝突事故
2.「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催します!!【新着情報】
3.事故が少ない、Gマークトラック!!～安全・安心な「Gマーク」の安全性優良事業所をご利用ください～
4.継続的に安全に取り組む優良な貸切バス事業者が増えています！～「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定について～

◇◇◇

(3)乗合バスの死傷事故
1月25日（木）午前6時40分頃、岩手県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、道路左側から横断してきた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
当該バスは点検整備のための回送で、歩行者は自宅周辺の除雪中であった模様。

(4)貸切バスの転落・横転事故
1月22日（月）午後10時57分頃、福島県の国道において、同県に営業所を置く貸切バスが回送運行中、下り勾配の左カーブを曲がりきれず道路脇の水田に転落し横転した。
この事故による負傷者はなし。
当時、現場付近は積雪があった模様。

(5)貸切バスの火災事故
1月24日（水）午後7時00分頃、佐賀県の国道において、長崎県に営業所を置く貸切バスが回送運行中、破裂音が聞こえたため停車して確認したところ、左後輪タイヤ付近から出火していた。
この事故による負傷者はなし。
当該バスは老朽化により廃車予定のため回送中であった模様。

(6)法人タクシーの死傷事故
1月20日（土）午前2時58分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、対向車とすれ違った直後に道路中央付近にいた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
歩行者は黒っぽい服装をしていたため気付くのが遅れた模様。

(7)トラックの酒気帯び横転事故
1月22日（月）午後8時15分頃、新潟県の国道において、群馬県に営業所を置くトラックが運行中、左側ガードレールに衝突し横転した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いにより現行犯逮捕された模様。

(8)タンク車の横転・危険物漏洩事故
1月23 日（火）午前11時30分頃、宮城県の町道において、同県に営業所を置くタンク車が運行中、下りカーブでスリップし横転した。
この事故により、当該タンク車の運転者が軽傷を負い、タンク車のタンク右上部に亀裂が入ったことから積荷の灯油約100Lが流出した。

当時、現場の路面は凍結していた模様。

(9)トラクタ・トレーラの衝突事故
1月24日（水）午後0時00分頃、新潟県の国道において、群馬県に営業所を置くトラクタ・トレーラが運行中、前方で停車していた自家用マイクロバスに追突した。
この事故により、マイクロバスの同乗者10名が軽傷を負った。
当時は吹雪により視界不良であったため、停車していた自家用マイクロバスに気付くのが遅れた模様。

上記9件の死傷者数計：死亡3名、重傷0名、軽傷11名（速報値）

◇◇◇

して、半数以下（約44%）となっています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000144.html

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆